

(様式第3号)

2025年 6月 2日

## 議員研修報告書

赤穂市議会

議長 西川 浩司 様

議員氏名 荒木 友貴

下記のとおり、研修会に参加しましたので、報告します。

記

### 1. 実施日

自治体議会特別セミナーin茨木「議員の資質向上と議会運営の基本」

2025年5月13日(火) 13:30~16:00

講師：高沖 秀宣氏(自治体議会研究所代表)

### 2. 調査地または開催地

茨木市市民総合センター102号室 (大阪府茨木市駅前4丁目6-16)

## 別 紙

研修会名 自治体議会特別セミナーin 茨木 「議員の資質向上と議会運営の基本」

### 【目的】

私自身が会派に所属しない議員となったことで、日々の活動の中で「議員」個人の力を付けるだけでなく、「議会」が一つの機関として機能していくためにどのような取組みが必要か意識する機会が増えてきた。議会の役割、議会と行政の関係性の姿を学ぶとともに、私自身が市民ニーズを「議会の政策提案」にするためにどう行動するのが良いのか学びたいと考え受講した。

### 【研修会内容】

#### (1) 「議員の資質向上と議会運営の基本」

講師：高沖 秀宣氏（自治体議会研究所代表）

参考文献：『ポストコロナ時代の自治体議会改革講義』東京法令出版

### ●二元代表制と議会の役割について

議会は憲法第93条、地方自治法第89条に定められているように、地方公共団体の「議事機関」として設置されているが、そのことを意識して行動できている議会が少ないという問題提起があった。二元代表制を機能させるためには、市が提案する議案等を議決するだけではなく、それを審議・熟議し、その成果を市民に届けていくことが重要である。また、市長一人で執行機関であるのに対し、議会は構成議員の過半数以上が賛成して初めて“機関”として機能するので、会派間の意見を調整して他会派が賛成するように働きかけるなど議会自身が「議会力」を磨く必要がある。議員の集まりとしてだけの議会では駄目で、議会としての意思を示して初めて意味がある。

行政側は予算策定の際には、行政運営する視点から「やりやすい予算」を組む傾向があり、根拠となるデータや政策の趣旨が100%理想的なものとは限らない。首長の追認機関となることを住民は期待していないが、現状では多くの議会において議案を議決(修正なしの賛成)するだけになってしまっている。予算(原案)が市長の政策であるのに対し、修正案は議会が出す政策であると意識し、両者で政策の競争を行う姿勢が大切である。修正案を出すのは当たり前であり、執行機関の監視・評価の機能だけでなく、議会からの政策形成機能を意識した動きをしていかなければならない。

### ●通年制議会の導入について

議員同士の議論を重視するためには、今まで以上に審議時間を確保する必要性があり、そのために「通年制議会」を取り入れる自治体が全国で増えてきている。通年制議会には大きく2種類あり、通年会期制(地方自治法102条の2第1項の規定による)を採用している議会が栃木県と14市、30町村、定例会を条例で年1回と定めている議会(地方自治法102条2項による)は三重県、滋賀県と42市、38町村である(データは2024年1月1日現在、町村は2023年7月1日時点)。通年制議会の主なメリットは、

①いつでも会議を開くことができるため、より慎重な議案審議や、専門的な調査を行うことができる、②委員会を必要に応じて開催できるので、調査研究活動や議員間の討議の活発化が期待できる、③市政に対する監視機能や政策立案機能が強化できる、④市長や議員が必要に応じて、議案を提出できる、⑤市長が提出する議案などを年間通して審議することができるため、市長の専決処分を必要最小限に抑制することができる。議会の役割を強化するために制度を採用しない理由はないが、実際の導入には議会の拘束期間が長くなることや専決処分がし辛くなることなどの理由から行政側、議会側双方から反発があるとのことであった。しかし、住民参加型議会にしていくために参考人や公聴会制度を活用したり、政策提言能力を強化していくためには、現在の4会期で区切る定例会制のままでは物理的に難しいため赤穂市でも積極的に検討に入る必要がある。

### ●政策提案の原点について

政策提案の方法は、「予算修正」、「政策提言書等の作成」、「政策条例の提案」の大きく3つある。予算の修正は、「款・項」の減額修正(実際には「目」以下での金額の変更が修正理由となるので、事項別明細書の修正を説明資料として添付する必要がある)だけでなく、長の予算の提出の権限を侵すことがない範囲で増額修正も可能である。事前に議会と長との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが前提であるが、長の予算提出権の侵害かどうかは、長が判断し、再議してくる可能性がある。この場合も、議会が3分の2以上で再可決すれば議決は確定する。善政競争を行うために緊張感をもって議会・行政間、議会内での議論を活発化させる必要がある。

政策提言書等の作成では、常任委員会で所管事項の調査の中に、委員会として独自のテーマを選定し、調査を行い政策提言書や政策条例へと繋げていくことが求められる。この流れでも、委員会そして議会としてまとまって行動することが基本である。

政策条例の提案をスムーズにするためには、特別委員会や政策討論会等を設置し、執行部も当初の議論から巻き込み、資料や情報提供、条文案の検討をともに行う体制を整えることが肝心である。理念条例ではなく予算の裏付けが必要な政策条例を策定する場合には、条例案が提案された後に行政部局からの異議が出にくい形をとる必要がある。

### ●議員力・議会力の強化について

議会力の強化とは、議会が二元代表制の下で、議会の役割を十分に發揮するためにその機能を強化することとしている。議会基本条例で議会力、議員力を定義している議会もある(埼玉県加須市議会)。議会改革度を測る調査として、早稲田大学デモクラシー創造研究所「議会経営のための議会改革度調査」があり、2024年度調査は①政策力の強化、②主権者の参画、③議会機能の強化の観点から評価されている。政策形成のサイクルがあるかや事務局を含めた議会の機能強化といった地道な取組みが見られている。

### ●政務活動費の活用について

講義では、本研修参加者の昨年度の政務活動費の使用状況を取り上げアドバイスを頂いた。地方自治法第100条には、議会の「議員の調査研究その他の活動に資するため」

の必要な経費の一部として…政務活動費を交付することができる。と規定されており、経費の一部に対して交付されるものなので、当然足りない部分は議員報酬等で賄われ余りが生じないはずである。交付額の全額を使用していない議員や会派が多いのは、本来目的とされている政務活動をしていないのではないかという批判がある。また、様々な費目がある中で、使途の多くの割合を調査研究に割いているかや、その他の活動も調査研究につながるものかという視点が重要となる。収支報告も会計報告を行うだけでなく、成果報告書も併せて作成しておくことが必要である。さらに政務活動費の不適切な使用を防ぎ、住民の立場から住民の目線で考えていくことが大切である。政務活動費に対する議会事務局の関与については外形的なチェックに留まっていたが、今後は議会事務局も積極的に提言していくことが必要になる。

### ●ポストコロナ時代の議会運営について

多様性のある議会とするため、女性議員が立候補しやすい環境の整備を進める必要がある。赤穂市議会では産前産後休暇しかまだ無いが、育児休暇を創設する議会や、委員会条例の一部改正等によってオンラインによる委員会の開催を実現している所もある。災害発生や感染症の蔓延防止措置等のやむを得ない事由で議会活動を継続するために、環境を整えておくことが求められる。

また、政治倫理に関する条例やハラスメント防止に関する条例の制定についても、審査会を第三者委員会とし、議員同士がお互いを審査するがないように配慮することも大切である。

### 【所 感】

今回の研修を受け、まず赤穂市議会基本条例を読み直してみたが、その第2条では議会の活動原則は「市民を代表する議決機関であること」を常に自覚し、とあり、審議・熟議を第一とする「議事機関」という表記にはなっていないことを反省した。講師の説明にもあったように、行政側としては議会は追認のために議決だけしていくと都合が良いという論理になってしまいが、二元代表制を追求するために、まずは YES・NO の先の議論として「修正」や「附帯決議」など何らかの議会の意思表示をしていくことが大切である。また、委員会運営についても第11条において委員間の自由な討議を尊重するところが、現状では常任委員会や特別委員会の質疑は行政側に対して行うのが一般的で、議員が互いに行なうことは非常にまれである。委員会や議会として提言を行っていくためには、この審議の時間を確保し、議員間討議を活発化させる必要があるため、通年制議会へ改革していくことが必要ではないかと感じた。

「一人の議員の意見は、議会の意見ではない」、「機関としての議会が実現されているか」という当たり前の視点に立ち返って、個々の議案等の修正や議会基本条例、委員会条例、会議規則等の見直しに取り組みたい。そのためには、赤穂市議会の少なくとも過半数以上が賛成できるように素案を準備し、他の会派、議員の皆さんと協議する過程を大切にしたいと思う。